

第 1 法人税基本通達関係

1 特殊な資産についての償却計算

【改正の概要】

令和 6 年 5 月 24 日に公布された二酸化炭素の貯留事業に関する法律において、貯留区域内の貯留層における二酸化炭素を貯留層に貯蔵する事業の用に供する貯留等工作物をその貯留区域に設置し、及び運用し、並びにその貯留層に二酸化炭素を貯蔵する権利として「貯留権」が定められ、試掘区域における試掘の用に供する貯留等工作物をその試掘区域に設置し、及び運用し、並びにその試掘区域において試掘を行う権利として「試掘権」が定められた（令和 8 年 5 月 22 日（試掘権に関する規定は令和 6 年 11 月 18 日）施行）。

上記に伴い、令和 8 年度の税制改正において、貯留権について、次のとおり整備が行われた。

(1) 減価償却資産の範囲の見直し

貯留権が、減価償却資産（無形固定資産）とされた（令 13 八ロ）。

上記に伴い、鉱業権に含めることとされる「租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利」から貯留権を除くこととされた（令 13 八イ、耐令 1）。

(2) 減価償却資産の償却の方法の見直し

平成 19 年 4 月 1 日以後に取得をされた減価償却資産のうち鉱業権及び貯留権の償却限度額の計算上選定をすることができる償却の方法について、定額法又は生産高等比例法（改正前：定額法又は生産高比例法）とされ、貯留権の償却限度額は、定額法又は生産高等比例法に基づき計算することとされた（令 48 の 2 ①五）。

（注）生産高等比例法とは、鉱業権又は貯留権の取得価額をこれらの資産の耐用年数（これらの資産の属する鉱区又は貯留区域の採掘予定年数又は注入予定年数がその耐用年数より短い場合には、当該鉱区又は貯留区域の採掘予定年数又は注入予定年数）の期間内におけるこれらの資産の属する鉱区又は貯留区域の採掘予定数量又は注入予定数量で除して計算した一定単位当たりの金額に当該事業年度におけるその鉱区又は貯留区域の採掘数量又は注入数量を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却する方法をいう（令 48 の 2 ①五ロ）。

(3) 耐用年数

貯留権の耐用年数が定められ、貯留権に係る貯留区域の注入予定数量を、その貯留区域の最近における年間注入数量その他その貯留区域に属する設備の注入能力等に照らし適正に推計される年間注入数量で除して計算した数を基礎として納税地の所轄税務署長の認定した年数とされた（耐令 1 ②五）。